

空き家バンク Q & A

(利用者用)

Q. 誰でも利用できるの？

A. 空き家に定住、または定期的に滞在し、寒河江市民としての自覚を持ちさくらんぼ市民憲章を理解し守り、良き市民として生活いただける方に限ります。

Q. 申込はどうすればいいの？

A. 「空き家バンク利用登録申込書」および「誓約書」へ必要事項を記入し、市役所へ提出してください(申込書等は、市ホームページからもダウンロードできます)。寒河江市と提携する「公益社団法人山形県宅地建物取引業協会 寒河江」を通して物件の紹介を行います。契約の方法については、リーフレットをご覧ください。

Q. 物件はどこで見られる？

A. 寒河江市空き家バンクへ登録された物件は、市ホームページ等で情報の公開、提供をおこなっております。ホームページなどご覧いただけない場合はお問い合わせください。資料をお送りします。

Q. 雪はどれくらい積もるの？除雪はどこまでやってくれるの？

A. 積雪は市役所付近で50cm程ですが、解けて積もるので多くはありません。国県市道の除雪は万全ですが、家から公道までの除雪を行っています。

Q. すぐに住める？

A. 物件により手直しの程度は様々です。リフォームする場合は、寒河江市空き家バンク利活用リフォーム事業補助金や寒河江市住宅建築推進事業補助金などがあります。

Q. 近隣住民の受け入れが不安…。

A. 空き家のままで放置され住環境の悪化になるよりも、住む方が来れば歓迎します。市内には、町会長さんがいらっしゃいますので転入にあたっては町会長さんに相談してください。

Q. 何か気をつけることは？

A. 各地区ではお祭りや草刈りなどの行事があります。積極的に参加しましょう。なお、市内の各地区では、区費などの支払いがあり、地区によって金額や支払方法などが違うので、入居の前に町会長さんに確認しましょう。

【寒河江市空き家バンクについての問い合わせ】

寒河江市 建設管理課 建築住宅係

〒991-8601 山形県寒河江市中央一丁目9番45号

TEL0237-85-1627 FAX0237-86-7100

URL <http://www.city.sagae.yamagata.jp>